

【記載例】

委任状

香川県県税事務所長 殿

委任者
(納税義務者)

現住所 高松市番町4-1-10

氏名 県庁 太郎

(法人名称及び代表者の職・氏名)

電話番号 (087) 831-1111

※県税事務所から連絡することがありますので、日中連絡可能な電話番号を記入してください。

次の自動車に係る令和〇〇年度自動車税(種別割)の過誤納還付金(延滞金及び還付加算金を含む)の受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

登録番号 香(川)・高松500-あ-0000

還付発生事由 抹消 重複納付・その他()

還付事由発生日 令和〇年〇月〇日

※必ず記入してください。

受任者

現住所 高松市松島町1丁目17-28

フリガナ ケンゼイ ハナコ ケンゼイオート

氏名 県税 華子 県税オート

電話番号 (087) 831-3151

受任者本人名義の口座(ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号を)

口座名義人	ケンゼイ ハナコ							
金融機関	〇〇〇 銀行				△△△ 支店			
口座番号	普・当	1	2	3	4	5	6	7

注意事項

- 委任者は、当該年度の自動車税(種別割)納税義務者(原則として4月1日時点の所有者)となります。
- 委任者(納税義務者)の住所は、**住民票上の現住所**を記入してください。現住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの(住民票・商業登記簿の写し等)を添付してください。
- 委任者が法人の場合には、法人の代表者印を押印してください。
- この委任状は、自動車を**抹消登録した翌月10日(10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)**(必着)までに提出してください。
- 委任状を提出された場合でも、地方税法第17条の2第1項の規定により、委任者(納税義務者)に未納の徴収金(自動車税(種別割)だけでなく、県税の他の税目に係る徴収金も含みます。)がある場合には、**未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者には還付されません。**
- この委任状は、受任者が還付金の受領を代理で行うものですので**還付充当通知書は委任者(納税義務者)に送付されます。**
- 納税義務者が亡くなっている場合は、届出書類及び戸籍の添付が必要です。抹消登録前に県税事務所にお問い合わせください。
- 委任状は、還付金が発生してから提出してください。提出日から3か月間経過しても還付が発生しない場合、または当該年度中に還付が発生しない場合は、委任状は提出者には返却せず、廃棄処分となります。**
- 委任状の提出先(郵送可) 香川県県税事務所 管理担当【〒760-0068 高松市松島町一丁目17-28 TEL087-806-0304】

住民票上の現住所を記入

(納税通知書に記載されている住所から変更された場合は、変更が確認できる住民票等を添付してください。)

令和

月

日

はっきりと押印してください。

納税義務者名を記入

(氏名等を変更された場合は、変更が確認できる謄本を添付してください。)

日中連絡可能な電話番号を記入

課税年度の4月1日現在の登録番号を記入してください。

還付発生事由に○をつけてください。

抹消登録の場合は、**抹消登録日を必ずご記入**ください。

還付のお知らせは、委任者・受任者双方に送付しますので、屋号等があればご記入ください。

受任者本人名義の口座をご記入ください。

◎ 納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの(住民票・商業登記簿等)を必ず添付してください。(写し可)

◎ 委任状の記載内容に不明な点があれば、別に書類の提出をお願いすることや委任者に確認させていただくことがあります。住所・氏名が確認できる書類(住民票・印鑑証明書等)があれば、あらかじめ添付してください。(写し可)

◎ 納税義務者が既に亡くなっている場合は、相続人からの届出書類及び戸籍の添付が必要です。抹消登録前に県税事務所にご連絡ください。

◎ この委任状は、抹消登録した翌月10日(10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)(必着)までにご提出ください。